

山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）

日時：平成24年3月21日（水） 13：00～15：00

場所：大洲市総合福祉センター 4階大ホール

<開会>

司会：

定刻になりましたので、ただ今から山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場第3回幹事会を開催いたします。私、本日の進行役を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局の三戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の会議の運営について注意事項を述べさせていただきます。ビデオやカメラ等の撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモード等に切り替えていただく形でよろしくお願いいたします。また、議事の進行につきまして、報道関係の方々、また、傍聴の方々におかれましては、受付で取材についてのお願いと傍聴要領を配布させていただいております。既に目を通していただいているかと思っておりますけれども、趣旨をご理解いただき、以降の議事の円滑な進行にどうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者についてご紹介させていただきます。幹事会構成員の方々でございます。愛媛県の土木部長の井上様でございます。

愛媛県土木部長：

井上でございます、よろしくお願いいたします。

司会：

続きまして、大洲市建設部長の二宮様でございます。

大洲市建設部長：

二宮でございます、よろしくお願いいたします。

司会：

続きまして、西予市産業建設部長の藤中様でございます。

西予市産業建設部長：

藤中でございます、よろしくお願いいたします。

司会：

続きまして、内子町建設デザイン課長の橋本様でございます。

内子町建設デザイン課長：

橋本でございます、よろしくお願いいたします。

司会：

内子町におかれましては、昨年4月に組織改編がなされまして、本幹事会の構成員といたしまして建設デザイン課長の橋本様にご担当いただくことになりました。よろしくお願いいたします。続きまして、検討主体の四国地方整備局河川部長の森でございます。

河川部長：

森でございます、よろしくお願いいたします。

司会：

以上、出席者のご紹介でございました。では、続きまして議事に入ります前に、お手元の資料について確認させていただきます。まず、1つ目が議事次第でございます。続きまして、資料1、規約の改正について、資料1というものが右肩に打たれている資料でございます。続きまして、資料2、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」検討手順の概要（案）でございます。続きまして、資料3、複数の治水対策案の立案についてでございます。資料4、流水の正常な機能の維持方策の適用の可能性についてでございます。資料5、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案についてでございます。最後に、参考資料1といたしまして、流水の正常な機能の維持について参考資料というものを付けさせていただいております。

以上が、本日お配りさせていただいている資料でございます。配布漏れ等ございませんでしょうか。もし、不備等がございましたら事務局までご連絡・申し出いただければと思います。それでは会議に入らせていただきます。座って以降の進行をさせていただきます。まず最初に、検討主体を代表いたしまして、四国地方整備局河川部長の森から挨拶申し上げます。

河川部長：

皆さまこんにちは。四国地方整備局の河川部長の森でございます。本日は、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、皆さま方におかれましては、日ごろより国土交通行政、河川行政に多大なるご理解ご協力を賜っておりますことに関し、この場をお借りいたしまして重ねて御礼を申し上げます。

なお、本日の幹事会でございますけれども、前回第2回の幹事会から、はや1年もの長

い期間を要しました。この間、検討の場の構成員の皆さま方、山鳥坂ダム建設事業の地元関係者の皆さま、ならびに肱川流域の皆さまに多大なご心痛、ご苦勞をおかけいたしましたことにつきまして、心よりおわび申し上げたいと思います。

本日の会議は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に従いまして実施するものでございまして、複数の治水・流水の正常な機能の維持対策案の立案等についてのご審議、ご説明をさせていただきたいと考えてございます。今後とも構成員の皆さま方と共通の認識の共有を図りながら、山鳥坂ダム建設事業の検証の結論が少しでも早く終えられますよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願ひ申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが開会に当たりまして冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会：

それでは大変申し訳ございません。カメラ撮りはここまでということにさせていただいておりますので、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。それでは議事を進めさせていただきます。まず規約の改正について、事務局よりご説明申し上げます。

事務局：

はい、事務局よりご説明を申し上げます。資料1、規約の改正についてをご覧くださいればと思います。規約の改正につきまして先ほど司会から少し説明がございましたが、昨年の4月1日に内子町の組織改編がございまして、本幹事会につきまして内子町の建設デザイン課長が構成員として担当されるということになりました。そのため、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約につきまして、補足といたしまして第5条に別紙2の規約は平成23年の4月1日から施行するということにさせていただきたいと思います。

司会：

規約の改正についてご説明をさせていただきました。これにつきましてご質問等ございますでしょうか。特にございませんようでしたら、次に資料2の検討手順の概要（案）について事務局よりご説明申し上げます。

事務局：

続きまして資料2をご覧くださいと思います。「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」検討手順の概要（案）ということでご説明申し上げます。今までの経緯といたしまして、まず今までの実施内容と本日の実施項目について簡単にご説明申し上げます。

まず、第1回幹事会におきましては、検討の場の設置とそれに付随します検討の場の規約のご説明、また、検討手順につきましては「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要項細目」というものに基づきまして今後検討を進めていくということで、この進め方についてご説明をいたしました。

続きまして、第2回幹事会になりますが、第2回幹事会におきましては肱川流域の特性をふまえて、肱川流域の概要というものがどういったものかといったご説明、併せまして総事業費、工期、堆砂計画や雨量、流量データといったものさまざまなデータのチェックがございますので、このデータのチェックの考え方というものをご説明いたしております。

これと併せまして、具体的な洪水調節の観点からの検討ということで、治水対策の方策の適用の可能性の検討ということで実施要領細目の中で26の方策がダムと同じように適用できる可能性の方策というものが挙げられております。この中で肱川流域の中で適用が可能と思われる19方策を抽出するというのが第2回幹事会までの内容でございました。

本日、第3回の幹事会につきましては、まず、一部適用可能な方策の見直しということを行っているのですけれども、前回お示したこの方策というものは具体的に申し上げますと、堤防のかさ上げですとか遊水地というような対策のメニューになっております。これは山鳥坂ダムの効果を完全に代替できるような案というわけではなくて、ただ肱川にこういったメニューが適用できるという適用可能なメニューをお示ししております。よって、今後肱川の特性に合わせてこれらのメニューを実際に単独もしくは複数で組み合わせを行いまして山鳥坂ダムの効果を代替できる対策案を立案していく必要がございます。それを今回、治水と流水の正常な機能の維持という両方の観点について代替案を初めてお示ししたいと考えているところでございます。

第4回以降、次回につきましては、治水、流水の正常な機能の維持のコストなどを含めた概略評価を実施する予定にしております。また、主要な段階でパブリックコメントを行うとされておりますので、このパブリックコメントの実施につきましても併せて議論をさせていただきたいと考えているところでございます。検討手順の概要については以上になります。

司会：

検討手順の概要についてご説明させていただきました。これにつきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしく申し上げます。

愛媛県土木部長：

ちょっと今手順を見せてもらったのですが、第2回の幹事会の時に今ほど説明がありましたように、考えられるメニューを26メニューから19メニューに絞り込んだと。第2回の幹事会では次回の幹事会において、このメニューを組み合わせただ中で5、6案の対策に

絞り込んで第3回に議論すると確かそうになっていたと思うのですが、これから見るとまだまだ対策案は非常に多いですけれども、こういった理由でこうなったのでしょうか。

事務局：

まず、前回ご説明しましたように、26の方策につきまして19の方策を抽出しました。実際の検討の内容についての概略評価を実施いたしまして、その複数の治水対策案の中から2案～5案程度に絞り込みを行うというように細目の方では規定をされているところがございます。今回、実施をしております内容というのは、その概略評価の手前の対策案の立案というところがございます、具体的に資料3の方で内容についてはご説明申し上げますけれども、その中ではこの19という方策とは関係がないのですけれども複数の案というものの立案をっております。

今後、次回になりますけれども概略評価というステップを踏むことによりまして、その中でコストですとか実現性などを評価いたしまして、先ほどご説明しました2案～5案に絞り込む作業を行っていくこととなります。

愛媛県土木部長：

それは分かるのですが、前回の会議で、次回の幹事会で一応5案～6案に絞り込んで幹事会をやるということになっていたと思うのですが、それでこのもう1つワンステップが入っているじゃないですか。これは何か理由があったのかなど。

事務局：

先ほどのご意見の中で、概略評価の2案～6案が出てきていないではないかということですが、まず、今回かなり検討の期間が開いているということがございます。まだ、現在、コストとかの具体的な案の中身というのは作業を実施しているところがございます、まだそれをお示しできる段階に至っておりません。

そういった中で、今回この複数の対策案というものを立案させていただいている理由といたしましては、肱川の中で適用可能な案というのを検討していく中で、今回概要の中でお示しをさせていただいておりますけれども、そういった色々な案というものをお示しさせていただいております。おそらく、この中の具体的な案の中身の概略評価を実施していく中でもいろんな視点が多分出てこようかと思っております。そういったものを少しでも概略評価の中に実際に適用できればということもございまして、今回最終的な概略評価というところの段階のステップまでは行っておりませんが、複数の対策案の立案について幹事会というものを開催させていただいているところがございます。

愛媛県土木部長：

スピード感については、また後ほど意見を言いますが、基本的には第2回で思っていた

よりも対策案について色々複数の組み合わせが出てきたと。いきなり5～6案に絞り込んで今回かけられなかったと。思った以上に対策案の組み合わせが多かったと、そういうことですかね。

事務局：

資料3の方で再度ご説明になるかと思えますけれども、その具体的な検討をする中で、肱川という地域の特殊性を考えますと、非常に対策案の検討にしましてもさまざまな検討を要するということが、検討をやっていくと色々と分かってきました。それは単純に下流から堤防を全部造っていけばいいというものではなくて、その地域に合わせた対策案の中で、どういったものの組み合わせがあるかという検討が思ったよりも時間がかかっているというのはおっしゃる通りかと思えます。

愛媛県土木部長：

はい、分かりました。スピード感については、また後ほど意見を言わせていただきたいなど。

司会：

そのほかご意見、ご質問等ございませんでしょうか。それでは次の資料の説明に移らせていただきます。資料3のご説明をさせていただきます。複数の治水対策案の立案について事務局よりご説明申し上げます。

事務局：

では、続きまして資料3、複数の治水対策案の立案について（肱川流域）という資料をご覧くださいと思います。まず、前回の繰り返しになりますけど、肱川における治水対策の現状といたしまして皆さんご存知の通りだと思います。肱川流域は、大洲盆地に人口・資産が集中をしております、経済活動の中心となっています。一方、それより河口、大洲盆地から河口につきましては両岸に山々が迫っております限られた平地のところに住家が建っているといったような状態でございます。近年の出水だけ見ましても、平成16年、17年、23年と無堤地区、部分的に低い堤防から氾濫が起きてまして、非常に大きな被害が出ているという状態でございます。

こういった中で、現在といたしましては、その上下流の治水バランスというものを考慮いたしまして氾濫区域毎に部分的に低い堤防を設けた中で、徐々に治水対策を進めてございますが、いまだに指定区間とか肱川中・上流部につきましては、無堤箇所というのが多く残っているところが現状であるかと思っております。現在の河道の洪水処理能力といたしましては下流の直轄区間で3,100トン、指定区間の菅田地区で約1,000トンとなっているというのが肱川の現状です。

続きまして2ページ目です。そういった中で平成16年に肱川における河川整備計画を策定いたしました。この中でうたわれている目標でございますが、戦後最大洪水である昭和20年9月洪水とピーク流量が同規模の洪水を安全に流下させるという目標がございます。この目標流量は基準地点において5,000トン、この中で流域内の洪水調節施設で1,100トン、河道で3,900トンという配分で行うというように決めております。

また、内水被害が発生する区域につきましては、浸水頻度、土地利用状況、内水被害状況を踏まえまして必要な内水対策を実施するということがうたわれています。この対象区間につきましては16年の策定から概ね30年間。現在の進捗状況といたしましては、肱川下流の堤防整備、また、鹿野川ダムの改造事業を実施をしているところでございます。こういった中で、複数の治水対策案を検討していく中で、肱川流域を大きく河道特性の特徴がある区間を分けて検討をさせていただいております。大きく4つの区間に分けさせていただきまして、上流部から下流の各区間の河道特性、土地利用状況に合わせて範囲を決めさせていただいております。

まず大きなところといたしまして肱川下流、これは直轄のところになりますが、ここは区間1、区間2と2つに分けておりますが、河川整備計画の中でうたわれています、直轄(国)が管理をしているところでございます。区間1につきましては、先ほどご説明いたしましたように、大洲盆地下流の平地が狭く住家や道路が張り付いているところでございまして、無堤箇所や部分的に低い堤防が存在しているところでございます。

区間2といたしましては、大洲盆地でございます。資産・人口が集中をしております、一部、治水安全度のバランスから部分的に低い堤防が存在している区間でございます。

続きまして肱川中流域。ここからは県が管理をされている指定区間になります。こちらにつきましては、現在、堤防整備に着手をしているものの無堤地区がまだ非常に多く残っているという地区を肱川中流域と設定させていただいております。

続きまして、肱川上流域につきましては、山間部が非常に多くて河川が蛇行して流れているようなところでございます。河川沿いの方が狭隘な平地の中に家屋が集中をしているような地域でございます。これにつきましては肱川上流と河辺川という支川の2つの区間に分けて河道の特性に合わせて設定をさせていただいております。

こういった中で、肱川流域への適用性ということで、これは第2回の幹事会の中でもお示しをさせていただいた資料でございます。まず上の四角書きのところを見ていただきたいのですが、まず、今回の検討の目的といたしましては、河川整備計画と同程度の目標の中で対策を実施していくということについて検討をさせていただいております。なお、検証の検討に当たりましては、河川整備計画未策定区間につきましても、河川整備計画の目標と同等の安全度を確保するという設定をさせていただいているところでございます。

2番につきましては、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として各対策案の方を立案させていただいております。先ほど言いましたように、未

策定区間につきましては、同等の安全度ということで整理をさせていただいております、山鳥坂ダムが無い場合の計画高水位を超える箇所については、計画高水位以下に抑えるということで対策を実施するという考え方で検討をさせていただいているところでございます。

以下につきましては、前回基本的にお示しさせていただいている資料でございますが、一部修正になっておりますが、12番のところでございます。12番の排水機場につきましては、以前は適用性なしというように判断させていただきましたが、内水に対する対策ということでは実施可能な対策でございますので、河道・流域管理、災害時の被害軽減管理の推進を図るということで適用可能と整理をさせていただいております。

続きまして次の5ページにまいります。こちらの方の1つ、遊水機能を有する土地の保全、15番のところ、以前適用不可となっておりますが、こちらにつきましても河道に隣接をしております自然に洪水を調整する作用を有する池ですとか沼とか低湿地等は存在しないのですけれども、輪中堤や二線堤等と組み合わせることによって検討することはできるということから、新たに推進を図るということで、新たに対策として加えさせていただいているところでございます。

ここから、具体的に治水対策の立案の考え方、具体的な山鳥坂ダムを代替する効果の対策案の説明とさせていただきます。河川を中心とした対策の組み合わせといたしましては、単独の対策で山鳥坂ダムと同程度の目標を達成できる案というものを検討しております。これが3つございまして、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げの3つの対策でございます。これをそれぞれ治水対策案①、②、③というように整理をさせていただいております。これは全川同じ対策をするという対策でございます。

続きまして、そうは言いましても先ほどお示した4区間ごとに河道、河川の特徴が大きく異なっておりますので、その中で具体的にどういった対策が有利かということについて検討していたのが、1.2の以下でございます。先ほど言いましたように、4区間の中で河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げの3方策で河道の中に対してどの案が最も有利かということを検討させていただいております。河辺川について下のポンチ絵にも示させていただいておりますが、V字谷のような地形で非常に川幅が狭く、高水敷等はございません。川の背後につきましては道路や住家等がございまして、なかなか引堤や河道の掘削というものでは、対策の範囲が大きいということで、住家等の移転の影響が少ない堤防のかさ上げ案が有利ではないかということで、想定をさせていただいております。

肱川上流につきましても、基本的な地形といたしましては、河辺川と同等ということで堤防のかさ上げが同じく有利というように想定をさせていただいているところでございます。

続きまして、7ページ目でございます。肱川中流域でございます。肱川中流域につきましては、現在農地等で活用されている区間が多く、堤防が整備をされていない状態で高水敷等も同じく無いという状態になっております。こういった中におきましては、河川整備の

築堤に対しまして追加要素の少ない、現在の堤防位置を振り替えるということで対策ができますので、引堤という案が一番有利ということで想定をさせていただいております。

続きまして肱川下流につきまして、こちらにつきましては8割方堤防が整備されている状態でございます。一部低い堤防等もございますが、堤防の整備がかなり完了しています。また、背後地には住家等が連担していることもございまして、引堤、堤防のかさ上げ等は影響が大きいということから、河道の掘削が最も有利であるという想定で、このようにそれぞれの区間毎に有利な対策を想定いたしまして、これらの対策を組み合わせたものを治水対策案④というように整理をさせていただいております。

また、肱川水系につきましては、先ほどご説明しましたように部分的に低い堤防というものがございます。これを河川整備計画の中で可能な範囲までかさ上げをした場合どうかということにつきましても、治水対策案の中で併せて検討をさせていただいているところでございます。

以後の検討におきましては河道特性、土地利用等の観点から最も有利な河道改修案として治水対策案④と単独では実施できないものの組み合わせを用いて検討をさせていただいているところでございます。

続きまして大規模治水施設の方策についてご説明をいたします。大きく大規模施設といたしましても肱川で適用が可能としましたのは、放水路と遊水地の2つの対策がございます。また、大規模施設につきましては、安全度の観点で不足する分につきましては先ほどの河道改修案と組み合わせで検討をさせていただいているところでございます。

まず放水路（海ルート（大））というものにつきましては、単独で適用が可能ということで治水対策案⑥という整理をさせていただいております。その他具体的な位置等をご説明いたしますが、治水対策案⑦、⑧の中で放水路（海ルート（中））というものと放水路（小）という2つの対策を整理させていただいております。

遊水地につきましては、優良農地等を利用した対策となるということでございまして、3タイプの案の検討を行っております。掘削が必要となるものとならないもの、あとは面積の大きいもの、小さいものという比較の中で、治水対策案⑨、⑩、⑪、3つの方策を検討させていただいております。この中で治水対策案⑥～⑪まで6つの対策案をご説明させていただきますが、問題点につきまして放水路につきましては、新しく河道の開削をしなければいけないということで、掘削量が非常に大きいということと、先ほどご説明しましたが遊水地につきまして優良農地等を利用する必要があるということから3タイプの検討を実施しているところでございます。

続きまして、既設ダムの有効活用とさせていただいておりますが、現在、肱川流域におきまして鹿野川ダムと野村ダムという2つのダムがございます。これらの2つのダムを有効に最大限に活用した場合の案を次に検討させていただいております。この方策を適用した上で、安全度の確保が足りないものにつきましては、河道改修案と同じ組み合わせで検討を行っております。

大きく既設ダムの有効活用といたしまして3つの考え方で検討しております。まず、現在の操作ルールの見直しをした場合の流下能力。また、既設ダムの貯水池の中を掘削、土砂を掘って容積を増やした掘削という案と既設ダムのかさ上げです。今あるダムをかさ上げた場合というものを組み合わせて検討しております。

貯水池の掘削とかさ上げをした場合につきましては、今の操作ルールの見直しをして新しい治水容量に合わせ、適した操作ルールを考え直す必要がございますので、掘削、かさ上げというものは操作ルールの見直しとセットで整理をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、野村ダム、鹿野川ダム、また、その両方について、それぞれに対して対策を実施した場合のメニューを検討しております、この中で治水対策案⑫～⑱まで7つの対策案の整理をさせていただいているところでございます。

こちらの課題といたしまして、貯水池掘削につきましてはどうしても水中掘削を実施する必要があります、水中掘削となりますとボリューム等掘削量が多くなるという問題。既設ダムのかさ上げにつきましては、かさ上げをしたところのイメージを下の方に書いておりますが、一部上流にあります家の移転ですとかダム湖になりますと、周辺の道路等も付け替えたりする必要があるというような問題がございます。

こちら操作ルールの見直しにつきましては、操作のルールを変えることによりまして下流側の水位の変化が起こるようになりますので、必要な内水対策等につきましても検討をさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページにまいります。流域を中心とした対策の組み合わせでございます。流域対策につきましては、単独で山鳥坂ダムの効果を代替できるというメニューはございませんので、河川を中心とした対策の組み合わせで検討をさせていただいております。具体的な内容といたしましては、部分的に低い堤防の存置+樹林帯等で整備をした場合ですとか、また、輪中堤や二線堤ですとか、ピロティ建築、宅地のかさ上げに対応したものと従来の河川の河道改修案等を組み合わせをした場合と、また、雨水貯留施設ですとか雨水浸透施設、水田等の保全でそういった流域対策を検討した場合というものが治水対策案⑳です。これらの対策を全て実施した場合の治水対策案21という3つの案を立案させていただいているところでございます。

その他適用可能ということで3番になりますが、河道内樹木の伐採ですとか排水機場、遊水機能を有する土地の保全、土地利用規制、森林の保全、洪水の予測、情報の提供等につきましては、今後推進をしていくものでございます。流出抑制、災害時の被害軽減等に資するというので具体的な効果というのは、なかなか定量的評価はできないものの、河道や流域管理の観点から推進を図る努力というのを継続するというので整理をさせていただきたいと思っております。

その下の「※」のところを書いてございますが、これは現時点で有利な治水対策案を想定して組み合わせを行っておりますので、今後コスト等を実際にお示しする中で組み合わせが変更になる場合というものがございます。あらかじめご了承のほど、よろしく願

します。また、組み合わせの検討に当たりまして、具体的にその関係機関や地元の地権者との事前協議や調整というものは、今のところは一切行ってないということでございます。

これらの複数の対策案を一覧表に並べたものが11ページの方にあります。現在、山鳥坂ダムのダム案を含めまして合計22の案を立案させていただいているところでございます。次ページから各案の具体的な中身についてご説明申し上げます。

まず、12ページでございます。これは現在、河川整備計画の中で想定をしているメニューでございます。下流側につきましては河道改修、内水対策、中流域以上は河道改修、上流域につきましても堤防のかさ上げや鹿野川ダム改造や山鳥坂ダム建設がメニューとして挙げられているものでございます。

続きまして、13ページになります。13ページにつきましては、右側の方で具体的なイメージを書いておりますが、各河川につきましては河道を掘削するという案を整理させていただいております。

続きまして14ページ。こちらにつきましては、同じく全ての区間について堤防の引堤を行う。一応、河辺川につきましては堤防が無いところがございますので、必要な容積を確保するという形で引堤という整備をさせていただいているところでございます。

続きまして15ページ、堤防かさ上げでございます。堤防かさ上げ、これにつきましてもすべての河川について同様の堤防のかさ上げを行った場合、無堤のところは堤防の築堤を行った場合どうなるかということで対策案を整理させていただいております。

続きまして治水対策案④でございます。ここから具体的に対策のメニューが分かれています。下流側につきましては河道の掘削というもので対策を実施する。肱川中流域の県管理の区間の河川整備計画区間におきましては引堤で対策を実施する。その上流区間と河辺川につきましては、堤防のかさ上げで対策を実施するという案が治水対策案④でございます。

治水対策案⑤も基本的には治水対策案④と考え方は同様でございます。ただ先ほどご説明しましたように、部分的に低い堤防が肱川下流区間で残っているところでございます。これが河川整備計画の期間内では完全に締め切ることができない状態になってはいますが、この部分的に低い堤防をさらにかさ上げする方法はないか検討している案が治水対策案⑤でございます。

次からが大規模構造施設の検討の中身になりますが、こちらは治水対策案⑥ということで放水路でございます。これは、現在、山鳥坂ダムが建設を計画されている地域から直接伊予灘に放水路を掘った場合というものを検討させていただいております。これが治水対策案⑥の放水路（海ルート（大））という案になります。

続きまして、治水対策案⑦になります。こちらは少し左下の方に放水路がございますが、野村ダムのさらに上流区間でございます。この野村ダムの上流から宇和海に水を流す放水路（海ルート（中））で対策を実施します。当該放水路単独では、山鳥坂ダムの効果量を全て分流することはできませんので、併せて野村ダム、鹿野川ダムの操作ルールの見直し

必要になってまいりますし、対策の効果が出ない河辺川につきましては堤防のかさ上げ、また、完全に効果を代替できない下流区間につきましては、一部河道の掘削等が必要になりますので、それらのメニューとの組み合わせを行ったものを治水対策案⑦と整理をさせていただきます。

続きまして治水対策案⑧になります。こちらは放水路（小）と書いてありますが、具体的には肱川の小田川合流点下流から五郎の矢落川の合流点下流に直接放水路の水を抜くという案が放水路（小）でございます。これによりまして、大洲の市街地におきましては、対策は不要になりますが、依然として、下流側と上流側につきましては、対策が必要ということで、下流側の河道の掘削と上流側の堤防のかさ上げを併せて対策行う整理をさせていただきます。これが治水対策案⑧になります。

続きまして治水対策案⑨になります。ここから遊水地の対策になります。遊水地につきましては、肱川中流域、菅田地区を現在、想定させていただいているところでございます。これら下流の効果を完全に代替するためには、4つの区間の遊水地をお示ししておりますが、これだけでは容積が足りないということから遊水地の掘削をする案がございます。これによりまして肱川中流域から下流側の対策というものをすべてこの遊水地で対策が実施できるということで引堤＋遊水地（掘削有り）の対策で整理をさせていただきます。ただし、上流側につきましては先ほどと同様に堤防のかさ上げが必要になるということで、これにつきましても併せて対策案の中に入れさせていただいております。これが治水対策案⑨になります。

続きまして、22 ページ。治水対策案⑩ですが、こちらにつきましては先ほどの案の中で遊水地の掘削まではしないということでございます。掘削をせずに今の遊水地を具体的に買い取るのではなく地役権を設定して対策を実施するといった場合にどうなるかといった案が治水対策案⑩になります。これにつきましては、下流側は効果がどうしても足りない部分がございますので河道の掘削が追加のメニューで必要となります。同じく上流側につきましても堤防のかさ上げが必要になるということで、この遊水地（掘削無し）の場合が治水対策案⑩についての説明であります。

続きまして治水対策案⑪でございます。先ほど農地を遊水地にするというのは非常に影響が大きいということで、この遊水地面積をさらに極力減らしたもの、具体的に言うと半分減らしたものが治水対策案⑪でございます。こちらにつきましても同様に下流側については、効果が足りないということで、河道の掘削が必要になってまいりますし、上流側については、堤防のかさ上げ等の対策が必要になってくるということで、これを治水対策案⑪というように整理をさせていただいております。

続きまして治水対策案⑫、ここからが既設ダムの有効活用になります。こちらにつきましては、まず操作ルールの見直しということで真ん中のところに鹿野川と野村ダムの操作ルールの見直しの内容について示させてありますが、河川整備計画の洪水に対して最も効果を出すように見直しをした場合というのが洪水調節のグラフになります。

これだけでは、山鳥坂ダムの効果を完全に代替することができませんので、下流の河道対策ですとか、引堤対策と併せて実施をした場合の対策ということで、治水対策案⑫という整理をさせていただいております。この有効活用につきましては、全て同じでございますが、施設管理者ですとか利水者との調整というのが伴ってまいります。

続きまして治水対策案⑬になります。治水対策案⑬につきましては先ほどの操作ルールの見直しと併せまして既設鹿野川ダムの貯水池を掘削する案でございます。これについても効果として足りないものにつきましては、先ほどの治水対策案④の中であります下流の河道の対策と合わせて対策を実施します。このあたりから真ん中にありますダムを、鹿野川ダムの操作ルールと野村ダムの操作ルールを河道の掘削や堤防のかさ上げの状況によりまして、それぞれ操作ルールをすべて変えておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして治水対策案⑭になります。これは先ほどの貯水池掘削を鹿野川ダムではなく野村ダムの方に変えたものでございます。

続きまして治水対策案⑮につきましては、これにつきましては鹿野川ダム、野村ダム両方とも貯水池掘削をした、これが治水対策案⑮になります。

続きまして治水対策案⑯になります。こちらにつきましては現在、既設ダムのかさ上げを行った場合のイメージを右側のポンチ絵に書かせていただいておりますが、まず鹿野川ダムのかさ上げをした場合というのが治水対策案⑯でございます。

続きまして 29 ページ目、治水対策案⑰は、野村ダムのかさ上げした場合でございます。

治水対策案⑱につきましては野村ダム、鹿野川ダム双方ともかさ上げをした案となっております。

すべての対策につきましては下流側、必要な対策のみを実施をするというふうになっていますが、この治水対策案⑯、⑰、⑱につきましては、かさ上げをすることによって、下流の対策等は必要なくなるということで、下流の対策は基本的になくなっておりますが、河辺川だけは効果を発揮できませんので、河辺川区間の堤防のかさ上げを対策に入れさせていただきますところでございます。

最後、流域対策を中心としたメニューでございます。流域対策の具体というのは、部分的に低い堤防の存置、輪中堤、二線堤、樹林帯等、宅地のかさ上げ、ピロティ建築等を下流側の可能な区間につきましては全て対策を実施していく案が治水対策案⑲でございます。中流域・上流域につきましては、部分的に低い堤防がございませんので、下流域のみの対策ということで、これは肱川中・上流域につきましては輪中堤、二線堤、宅地のかさ上げ、ピロティ建築等、あと一部堤防のかさ上げ等がどうしても必要になる区間がございますので、そこにつきましては堤防かさ上げという案も併記をさせていただいております。

続きまして治水対策案⑳でございます。治水対策案㉑につきましては、雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全ということで、これは水田ですとか雨水貯留等が可能な施設等を検討いたしております、こういったところにこういった施設を検討した場合にどれ

ぐらいの効果があるかということで対策案を検討させていただいております。これにつきましても雨水貯留・浸透、水田保全だけでは効果というものが大きくないということもございまして下流の必要な対策等も併せて対策を考えたというのが治水対策案⑳でございます。

最後、治水対策案 21 につきましては、先ほど申し上げました流域対策を全て実施した場合にどのようなことになるかというのが治水対策案 21 と整理をさせていただいているところでございます。

今後、概略評価に対する治水対策案の抽出の考え方ということで 34 ページの方になります。今後、概略評価の中で、今、評価軸というものが色々ございますが、こういった評価軸の中でも明らかに不相当と考えられる結果となる場合については、その治水対策の概略評価の中で除くこととしております。この明らかに不相当というのはどういったものが当たるかといいますと、極めて実現性が低いですとか、効果が小さいですとか、コストが高いといったようなもの、明らかに不相当なものについては対策案から除く。こういった手順を踏んだ上でさらに同じような治水対策、先ほどの遊水地ですと 3 つぐらい案がございましたが、それぞれ、それほど明らかに不相当とはいえなくても同じような対策案が複数ある場合につきましては、それらの中で最も妥当と考えられるものを抽出するようになっています。

こういった 2 つの整理を行いまして、現在の 21 の対策案を 2 案～ 5 案程度まで抽出をする作業を概略評価の中で実施をしていきたいと考えているところでございます。治水対策案の立案につきましては以上になります。

司会：

資料 3 についてご説明をさせていただきました。この中身は前回の見直しも含んだご説明となっておりますけれども、肱川の流域対策の現状と目標、そして立案の考え方についてご説明をまずさせていただいて、それぞれの案について解説等をさせていただいたところでございます。この資料 3 につきましてご意見、ご質問等、ございますでしょうか。お願いします。

大洲市建設部長：

大洲市の二宮でございます。10 ページの一番下の括弧があると思うのですが、この有利な治水対策案の組み合わせ、これがどういう関連付けされているのか、あと権利者との協議とか色んなものがあるのですが、こういう具体性がないとなかなか具体的なお質問が出にくいので、まずは大洲市の実情というのを述べさせていただいて今の代替案の内容についてお伺いをしたいと思います。

肱川では、河川整備計画が平成 16 年に策定されて約 8 年がたっております。その中でそれぞれの地域で地域の皆さまの合意をいただきながら事業が進捗をしております。例えば

申し上げますと今回の位置付けで中流区間ということで、書かれております菅田地区でございますけれども、上流の方から用地買収、それから工事が進められております。用地で申し上げますと、平成24年度に中間地点であります村島地区、左岸でございますけれども、その農地の測量にかかる、それから工事については一番上流の大規模の工事になっております宇津橋の架け換え工事等が上部工になっておりますのであとわずかでございます。今後も県のご判断で順調に進捗していくのだろうなと思っております。

また、去年は災害の年ということでいろんな災害が、大きな災害がございました。台風で言いますと12号がありましたし15号もありました。それから福島では大変な豪雨ということで非常に未曾有の大水害が発生した年でもございました。ということで規模も大きくなりつつあるという現状があるかと思っております。

でも、一見、その中で大洲市、台風15号で水害が13地区で発生したわけでございますけれども、下流地区で越流が始まったということで、内水が始まった地区で排水ポンプ車が運転を停止したということで皆さんも安心しきったところで水害が増えていく、内水被害が増えていくというような本当にやり切れない状況下でございます。そういう状況下があつて4点相対的にご質問をしたいと思っております。

まず一点は、内水対策の話でございます。外水氾濫は優先をされるということで、内水対策はずっと置き去りにされております。この検証の中で代替案については、内水被害を増幅するというか助長するようなものがあるとすれば必然的にその改善策を併せて盛り込む必要があるのではないかと思っております。その代替案に加えてその説明、内水対策とかそういう説明をお願いしたいのと併せて、山鳥坂ダムがあればこういう時期に内水対策はできますよ。代替案であればどういうエリアが増えてそれを解消する時期がいつになるというような時期も含めて、今後でも結構ですから説明をお願いしたいと思っております。

それから2点目なのですが、計画する規模というのがあります。先ほど申しましたように水害がピンポイントになっている。それから規模が大きくなるという現実がございます。そういう中で、検証の不確実性を含め河川整備だということで統一的にされていくのは理解しておりますが、その流域の将来性というものを考えたときに代替案においても河川整備基本方針というのがあるのですが、これを見据えた検討が必要だろうというふうに思っております。ですから、今後その整合性がどのように図られるのか、そういう情報が確証、確認できる仕様について今後の中で検討、また、提示をしていただくように要請をしておきたいと思っております。

それから3点目は評価軸なのですが、過去10年に観測史上3番目に相当する水害が3回発生しております。これを見ると非常に治水安全度が低いという状況でございます。ですから、今後は広範囲に少しでも早く安全度を向上することが必要だと思っております。流域では山鳥坂ダムの皆さまもご存知のように、付け替え県道の工事用道路に着手したり、また、損失基準についても地元の方と合意を得て約2年半が経過しております。こういう中で全国に一時凍結されたダムが多数あると思っております。段階でも違いがあるかと思うので

すけれども、この計画段階で凍結された他のダムと山鳥坂ダムについては事情が違うのだということ、環境アセスも進んでおるといような状況でございますので、そういう内容を概略評価の方をされるということで聞いておりますが、これらの地域の実情というものを理解していただいて、実現性であったり、時間軸についても特に配慮をしていただくことで強く要請をしておきたいと思っております。

最後4点目でございますが、流域の将来性ということで肱川流域では肥沃な農地、豊かな水によって第1次産業を主体に栄えてまいりました。今後も生産、加工、それから販路を拡大するという、いわゆる第6次産業も振興を図ることによって地域の活性を図りたいというのが市長の考えだろうと思っております。そういうことで肱川沿いに有します肥沃な優良農地、それからそういう将来の土地利用、そういうものについて配慮をいただいた絞り込みをお願いして大洲市からの質問、要望とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

司会：

ご意見ありがとうございます。先ほど二宮部長の方から現状についてご説明をいただいたところでございます。ご質問の4点でございますけれども、まず1つ目は内水対策が助長されるような案があったのであれば、その内水対策をする内容を盛り込むべきではないのかと、山鳥坂ダムがあればどうなって、他の対策案ではどうなるので、こういう対策案が必要だと。例えば内水対策については、こういう対策が必要かというご質問があったかと思っております。

もう1つが流域の将来性ということで、河川整備基本方針が河川法の中にありまして、その方針に基づいて河川整備計画というものができているわけでございますけれども、今回の代替案等については、その将来的な基本方針を見据えたものになっているのか、その整合性についてどうなっているかというご質問かと思っております。

3つ目につきましては、現在の肱川流域の状況を踏まえて実現性であるとか時間をしっかり考慮して行うべきではないかというご質問だったかと思っております。

4つ目につきましては、代替案の中にもあったと思っております、優良農地等の利活用といたしますか、それを代替案の中に盛り込んだ案も実はございますけれども、そういったものについてしっかりと評価する場合には配慮すべきではないかというご意見でよろしいでしょうか。これにつきましては事務局の方からそれぞれについてご説明申し上げます。

事務局：

では、ご説明いたします。まず、内水対策につきまして、ご指摘いただきましたように、現在、内水対策が必要になる箇所が、河川整備計画の中で2箇所ございまして、対策を実施するというような整理をさせていただいております。おそらく、この内水対策というものに影響を与えるものというのは、やはり水位になりますので、堤防のかさ上げですとか、

ダムの操作ルールの変更が、おそらくその内水対策というものに影響を与えるメニューになるかと考えております。これにつきましては、ご指摘の通り、内水を助長するような対策につきましては、河川整備計画の中でも内水対策は、明記をされており、必要な対策として実施をしていくということで、具体的には、内水で悪化をするような場合につきましては、具体的な対策、どういった影響があるか、対策としてどういうものがあるかにつきましては、今後、概略評価等の中でも実施をしていきたいと考えております。また、進捗の時期につきましてもご指摘がありましたように、どういった進め方をしていくかということも併せてお示しの方をさせていただきたいと思っております。

続きまして2番目、規模のお話でございます。基本方針まで見据えたものとしての評価をしてほしいと言われておりましたが、こちらは実施要領の中でも評価軸の中といたしまして、河川整備基本方針レベルとは書いてないのですが、超過洪水という大きな洪水に対してどういった影響があるかといったことにつきましても併せて評価をすることとされております。基本的な考えといたしまして、まず河川整備計画を目指した対策の代替案として、どういうものがあるかということがこの場での基本的な議論になりますが、そういった基本方針とそういった超過洪水等が起きた場合にどういった効果、影響があるのかについても併せて検討はすると整理をされており、段階ごとに整理していきたいと考えております。

続きまして3番、評価軸になります。こちらは、当然実現可能なのかという実現性という項目がありまして、その中で当然ながら整理をさせていただきますが、肱川というものは、過去、喫緊でも多くの洪水が発生し、少しでも早く洪水対策をしてほしいということは、おそらく住民の方の願いだと思っております。例えば、10年後、20年後といった段階的にどういった効果が出てくるか、もしくは、その河川整備計画の1つの目安である30年後ですね、どういった効果が出ているか、そういった段階的な効果につきましても、評価の中で併せてお示しをしていきまして、どれぐらい対策案が進んでいっているかと、洪水の調整能力が上がっていっているかということを示す1つの指標になるかと思っておりますので、今後、整理をしていきたいと思っております。

4番目の質問につきましては、先ほどの優良農地の将来と土地利用ということでございます。こちらにつきましては、なかなかその対策案から外すということは、少し難しいかと考えておりますが、当然、評価軸の中ではそういった地元の地権者の合意ですとか、その土地の利用状況等も勘案した中で整理をさせていただくことになっております。ですので、そういった視点等も、検討案の中で検討させていただきまして、どういった影響があるかということも今後の土地利用の観点というところからも合わせてお示しさせていただきたいと考えております。

司会：

よろしいでしょうか。

大洲市建設部長：

今のお答えの中で権利者の合意形成等を考えていくという話なのですが、その地域の方がこういう案だったらというのがあるのですが、例えば菅田地区の、例えば調整をするというような話が合意をいただくかどうかという判断なんかをどのような方法をもって、その時間というので「5年かかりますよ、10年かかりますよ」という、そのお答えをというかその選ぶときのスケールというかものさし、それをどういうふうにご判断されるかだけ、お尋ねをしておきます。

事務局：

まず、一義的には、パブリックコメントのところで広く住民の方からの意見を聞くことになるかと思います。少しやってみないと正直よく分からないところもございます。そういった中で、この優良農地等をやはりつぶすということが非常に問題という意見が多いですとか、そういったことがやはり問題視をされているような意見があるということになりますと、そういったところに対しての対策、実現性がどうなのかということの評価していかなければいけないと思っています。具体的にどうやるのが一番スピード的にも良くて皆さんの意見をうまく反映できるかということについては検討が必要かと思っておりますので、具体的にそのパブリックコメント等で意見が出た内容を精査しながら決めていくことにはなるかと思っておりますので、今時点では、こういう対策をすればおそらく住民の合意が取れるのではないかということはお示しをすることはできません。

司会：

ご意見ありがとうございました。その他、ございませんか。

西予市産業建設部長：

西予市の藤中でございます。西予市は肱川の最上流でございますので、それに関連する4つの案について、ご質問させていただきたいなと思っております。

まず、第一番に治水対策案⑦でございますけれども、野村ダム上流から宇和海へ放水路を設置し、洪水を分流する代替案が示されております。資料の地図を見ますと、放流先が西予市明浜町俵津地区と宇和島市吉田町の境界ぐらいになっているんじゃないか思いますけれども、西予市明浜町俵津地区には現在国道378号線の工事がなされておりますが、それに限らず海岸関係工事の施工時期につきましては、西予土木事務所との内部打ち合わせによりまして、通年4月から7月までの期間は、真珠母貝養殖の玉入れ作業と養生期間でございますので、汚濁水を海域に流出させないよう工事を実施しないということにしております。8月以降に汚濁フェンスの設置を確認後、工事を着手するというようなことを聞いておりますが、出水期に宇和海に汚濁水を流すことは真珠生産者の反対は必至であり

ます。水産業への補償や水質汚濁に伴う環境対策を考慮しての立案かどうかをお伺いしたいと思います。また、この案は実現が困難であると思われませんが、水産業者への配慮が不十分であるということであれば、西予市としては同調するということにはならないと思っております。

第2点でございますが、治水対策案⑭、⑮で野村ダムの貯水池掘削を行い、ダム容量を増大させる代替案が示されておりますけれども、ご存じの通り野村ダムに依存する南予用水は旧市町村単位で2市8町に灌漑用水で7,200ヘクタール、また、上水道給水人口で14万人に供給をされております。野村ダムの貯水池掘削に際し、利水に差し支えないよう配慮がされているかどうかをお伺いしたいと思います。また、掘削箇所にすぐに土砂が堆積するようでは、その効果は持続しません。そのあたりも考慮されておるかどうかをお伺いします。

3点目でございますが、治水対策案⑰ですが、野村ダムのかさ上げを行う代替案が示されております。ダムのかさ上げによりまして、ダム湖面の水位がどのぐらい上昇するのか、お伺いしたいと思います。野村ダムは昭和57年に完成し、その工事の際、移転家屋49戸の補償が行われ、起業地外に移転協力がなされております。それから約30年が経過し、やっと生活再建がなされたところに、再び移転協力をお願いすることが本当にできるのかどうか、不安でございます。特に西予市宇和町明間地区では、ダム湖面がわずかでも上昇すると集落に影響が出て、地形的にも山地が近接しているため、移転先の選定も困難であります。鹿野川ダム上流も同様だろうと思っております。今はとても賛同できる提案ではない、というような理解をしております。

次に第4番目でございますが、水田等の保全について既存の水田等の畦畔のかさ上げを行う代替案が示されておりますけれども、かさ上げた畦畔の管理をどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。西予市の農業従事者は高齢化が進んでおりまして、畦畔がかさ上げされると、すでに厳しい草刈りと維持管理がさらに難しくなって来ます。また、水田の水はり面積を減少することについての補償対応や、場所によっては日照に影響も出たり、進入路の付け替え等、多種多様な問題を解決できるか危惧しております。以上4点についてお答えをいただければありがたいと思っております。

司会：

ご意見ありがとうございます。まず、1点目は治水対策案⑦につきまして、宇和海に放流するような形になるものにつきまして、放流先の方で漁協関係等に影響があるのではないかと、どのように考えているかというご質問だったかと思っております。2点目は、治水対策案⑭につきまして、野村ダムの掘削、貯水池内の掘削を行う案につきまして、利水への影響が出るのではないかとご懸念と、どのような形を考えているのか、というご質問だったかと思っております。3つ目につきまして、同じくダムのかさ上げを今度行った場合に、湖面

がどのくらい上がって、影響が出るのがどのようなものになるのか、ということで、これまで生活再建等されて色々と苦労があったにもかかわらず、移転ということになるのか、というご懸念とご質問だったかと思えます。また、水田ですね、面積を減少することへの影響がどの程度あるのか、これについてどう考えているのか、というご意見、ご質問だったと思いますが、それでよろしいですか。では事務局の方から、それぞれについてご説明申し上げます。

事務局：

4件の質問について、まず大前提のご説明でございますが、現在、検討している案というのは、全て関係機関とは一切調整はしておりません。ですので、そういったものが実現可能かどうかということは、今後の検討の中で明らかにしていけないと思っております。今回、立案させていただいたものは、単純にその治水をやる上で、どういった方策が実施可能かと言いますか、具体的にメニューとしてやれるやり方となっております。ですので、先ほど言われたように、実際にそれが本当に現実的に、水産業者等がいる中で実施可能かどうかということは、これから検討していく必要があると思えます。そういった大前提の中で、まず、1番につきまして、国道の整備ですとか海岸の整備ですとか、真珠等の養殖場があるため、そういった汚濁の影響等はどうするのか、ということにつきましては、これは当然、検討していく中で、そういった影響が出る可能性があれば、全て必要な対策ということを検討していく必要があると考えております。これは別に水産業者でも、全てあらゆるもの、対策につきまして影響が出るものについては、全て対策を実施するという前提になるかと思えます。

続きまして2番の野村ダムの対策につきまして、まず利水に配慮されているかどうか。当然、対策を実施する中で、利水に対しては影響が出ないような施工をするということは大前提として考えているところでございますので、利水がしっかりと取水が可能な状況で対策を実施するという前提になるかと思えます。堆砂が、また、溜まるのではないかにつきましては、現在、野村ダムの堆砂の状況等も確認をさせていただいているところでございまして、そういった結果とも合わせた中で影響がないかどうか、判断していくということになるかと思えます。

3番は、かさ上げ、これはどの程度上げるかということですが、具体的に何mということはお示しできませんけど、最大ですと数m、10mまでは行かないまでも、かなりの規模のかさ上げというものが必要になる案というのものもあるかと考えておりますので、ただし、おっしゃる通り、その上流側については非常に大きな影響が出る可能性がありますので、そういったものが可能かどうかということも合わせて評価をしていくことになると思えます。

4番、水田の保全等、かさ上げたものに対して、どのように整備、保全をしていくのかということにつきまして、まだ具体的にどのようにする、ということまでの案とい

うのは検討されておられませんので、具体的にこういうことをすると、どれぐらいの効果がある、ということまでの検討を進めているということで、実際に、実施をするということになった場合の保全、整備等をどうやっていくかということを含めた整理が必要であると考えております。それは具体的にもう少し詳しい評価等を行う時には、そういったものも合わせて整備をすることになるかと思えます。

司会：

よろしいでしょうか。

西予市産業建設部長：

はい。

司会：

次、よろしくお願いします。

愛媛県土木部長：

今ずっと話を聞いていたのですが、先ほどのスピード感に戻るのですけれども、あまりにも何かこの検討が遅いように思いますね。肱川の場合は、すでに今年度の洪水でも氾濫しているのですよね。その他の河川整備のように将来の洪水に備えて何とかしようという話じゃなしに、今まさに毎年ですね、洪水に瀕している。もう危機的状況にある河川について、今検討を進めているというのが1点。

2点目がですね、やはりダム建設予定地ですね。本来の地権者の方々がずっと宙ぶらりんになっている。これを早く何とかする必要がある。県においてはそのために、直接的な手当てはできませんが、2年間県の単独予算で地元対策費を組んで何とかやっているのですが、地権者の方々の話を聞くと、やはり直接的な補償がないと、生活再建にならない。そういったこともある。こういう状況の中で、今、大洲市さんも西予市さんも色々意見を言いましたが、その程度の話は、私はもうこの1年間で今日の資料には出てないけれども、ある程度検討は進んでいると思って聞いていたのですが、今言ったように、とりあえず基本計画レベルの案だけを羅列しましたと。当然今回の検証は予断無き検証ということになっていますから、当然必要なことだとは思いますが。ただですね、今の話を聞いていると、これから、また、絞り込んだ中で、さっき言った基本方針レベルとの兼ね合いをどう考えるかとかですね。今、西予市さんが言われたような細かい話については、これから、また、検討するとかですね。もうこんなことをしていたら、いつまでかかるのか、非常にちょっと不安になったのですが、その辺の見解についてはどうですか。

司会：

はい、スピード感ということで検討について遅いのではないかというご意見をいただきました。当方といたしましては、地域の現状等につきまして、報道等でも非常に認識しておるところでございます。今回、いろんな案を予断を持たずにいろんな観点から検討しなければいけないということで、しかも、網羅的に並べるというのでは全く説明になりませんので、ある程度の根拠を持っていろんな河川整備計画に置き換わる計画を今日ご説明させていただいたところです。これについては、いろんな観点のものを考慮しなければいけないということで非常に時間を要したというところで、皆様にはご心配等をおかけしたところでございます。今後、少しでも早く検証が進むように、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますし、また、その根拠等についてもですね、しっかりといろんなところでご説明させていただいて、また、一般の方々からもしっかりとご意見をいただいて、それも反映していくということ、早く進めるように考えてございます。よろしく申し上げます。

愛媛県土木部長：

あの検討の場の委員ではありますが、みんな地元の市を代表したメンバーも集まっていますので、並行的な作業で私はいいと思ってるんですよ。事務的にこういう案を出しながら、ある程度実現可能性を打診していくとかですね、そういうやり方を併用しながらですね、今後、もう出来るだけスピードアップしてもらわないと、我々が持っている危機感のような感じは少し受け止められないとかですね。非常にこう、検討が長引いているような気がしますので、是非これからですね、今言った視点も含めて、スピードアップを図ってもらいたいと思いますので、最終的にその他の意見のところがありますから、今後のスケジュールについては、また、お聞きはしたいと思っておりますけれども。

司会：

よろしく申し上げます。

内子町建設デザイン課長：

内子町の橋本と申します。内子町はご承知の通りですね、旧小田町から五十崎というところで小田川が流れております。小田川につきましてはですね、その下流の整備改修状況に合わせた整備がなされていると聞いております。内子町も今年の台風15号におきましてですね、水位が上がりまして内水の排除等ができないことがありましてですね、大変浸水被害がありました。そういった中で、今回の提示された案につきましては堤防のかさ上げ等の案がございます。そうしますと、計画高水位いわゆるハイウォーターレベルが上がるんじゃないかと考えておりますけれども、それについて小田川への影響はどういったものがあるのか、そういったことについて、少しお尋ねしたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

事務局：

まず、小田川につきましてでございますが、下流側の鳥首の所とか合流点の水位が上がりますと、小田川についても水位等の影響というのは当然出てくるかと思えます。どれぐらいの水位が上がるかということにつきましては、それぞれ対策ごとにも全然変わってくると思えますけれども、小田川の水位が上がることによって影響が出るというものにつきましては、それについても必要な対策というのは当然実施をするということを前提で整理はさせていただいておりますので、小田川につきましても、その山鳥坂ダムが有る無しという状況の中で、治水対策への影響が変わるということがない、と整理をさせていただきたいと思えます。

司会：

はい、よろしいでしょうか。

内子町建設デザイン課長：

はい。

司会：

その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。また、最後には全体を通して、ご意見、ご質問等をいただくお時間を持ちたいと思えますので、それでは、続きまして資料4の方に移らせていただきます。「流水の正常な機能の維持方策の適用の可能性について」ということで資料4をご説明申し上げます。

事務局：

続きまして、お手元の資料4「流水の正常な機能の維持方策の適用の可能性について」ということでご説明申し上げます。こちらは、同じく再評価の実施要領細目の中で示されている適用の可能性というテーマで14の案が示されております。その中で肱川流域において、まず適用の可能性についての検討を実施しております。

まずダム案、現在、山鳥坂ダムということで、基準地点における確保流量に対する不足分を補給する案でございます。

続きまして、河道外貯留施設ということで、こちらにつきましては河道外に、貯水池というものを設けまして、その基準地点の確保流量に対して不足している分を新たに補給していくという案でございます。

3番ダムの再開発。これも利水等の検討を実施する予定にしています。ダムの再開発、これは先ほど治水の方でもありました、かさ上げや掘削というもので、具体的に言うと鹿

野川ダム、野村ダムの容量を増やすことによって、下流に対して確保流量に対する不足分を補給するという案でございます。これについても検討を実施していきたいという考えであります。

続きまして、他用途ダム容量の買い上げということで、具体的には鹿野川につきましては、すでにもう発電容量の買い上げということを想定しております。野村ダムの利水容量につきましては、すでに水利権が付与されておりまして、買い上げの可能な容量部分が無いということから、この他用途ダムの容量買い上げというものにつきましては、肱川においては対策案として検討しないという整理をさせていただいているところであります。

続きまして、水系間導水になります。これは水量に余裕のある他水系、具体的に言うと重信川、仁淀川、渡川というようなどころから導水をするということでございます。こちらは、周辺水系を見ましても非常に利水安全度が低いということで、他水系へ導水をするような余力はないということでございまして、流量を確保することは困難ということで、対策案においては採用しないことで整理させていただいております。続きまして、地下水取水になります。こちらは伏流水ですとか河川水に影響を与えないように井戸とかそういったもので水源を確保するという方策でございまして、肱川の上流につきましては、非常に透水係数が低い地質でございまして、現在、地下水というのが余り利用されていない、ということでございます。一方、大洲盆地につきましては、すでにかんがい、生活用水で多くの地下水というものが利用されておりまして、既存の地下水資源への影響というものを見ますと、これ以上新規で地下水を採るということは非常に困難ではないかということから、対策案においては採用しないことで整理させていただいております。

続きまして、ため池でございまして。こちらは現在、肱川流域には、ため池が500箇所程度でございます。これらにつきましては、もうすでにかんがい用水としても利用されている容量でございますので、これを他用途に転用するというのは困難であります。よって、新設をするということは可能な場所があるということで、新設については検討するということにさせていただきます。

続きまして、海水淡水化でございまして。海水を淡水化いたしまして必要なところまで持っていくという案でございまして。これにつきましては技術的には可能ということで、不足分を補給する案ということで検討させていただきたいと思っております。

続きまして、水源林の保全でございまして。これは土壤の働きですとか雨水が地中に浸透することによって、水源林の持つ機能を保全しながら流況等を安定させるという案なんです。ただ、定量的に見込むということが非常に困難ではあると。ただ、今後安定化等取り組んでいく課題でございまして、流域全体では取り組むべき方策ではないか、と整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、ダム使用権の振替でございまして。これは需要が発生していない水利権が付与されていないダムの使用権等を振り替えるというものでございまして、先ほど申しましたように鹿野川ダムについては、すでに発電容量の買い上げを行う予定にしておりまして、

野村ダムは振替え可能な容量というのではないということで、対策案には採用しないと整理させていただいております。

続きまして、既得水利の合理化・転用でございます。今、使っている用水路の漏水ですとか、取水施設を改良して効率的にして用水の使用量の削減をするですとか、今の農地面積等の減少に合わせた対策をするということで、需要減分を他用途に転用するということになるわけですが、これもすでに既得の水利権等の状況等を確認いたしましたところ、合理化・転用できる、活用できるものはないという整理になっておりまして、対策案においては採用しないと整理させていただくようになります。

続いて、渇水調整でございます。こちらにつきましても、実施することは必要なんではございますけれども、やはりこの渇水調整の効果というものも定量的に見込むことは非常に難しい。ということで、流域全体で取り組むべき対策としては必要ですが、具体的な対策の中では採用しないということでございます。

続きまして、節水対策でございます。こちらも当然ながら実施していくことが当然必要なことではございますが、定量的に見込むことが非常に難しいということで、流域全体で取り組むべき方策にさせていただきたいと思っております。

最後、雨水・中水利用ということでございます。これは雨水ですとか再生水を利用することによって水需要の抑制を図るというものでございます。こちらにつきましても、利水者の意向に依存するものでありまして、定量的にどれぐらい量が採れるかということの評価することが非常に難しいということで、これも流域全体で取り組むべき方策ということで整理はさせていただきますが、具体的な対策の中からは採用しないと整理させていただきたいと思っております。適用性については以上です。

司会：

以上で資料4を説明させていただきました。資料4につきましては、資料5に続いていくのですが、その前段としまして一般的な流水の正常な機能の維持を代替するような一般的なメニューについて、肱川でどのメニューが使えるかどうか、説明させていただいたものでございます。具体的に肱川で、どのような代替案、先ほど治水でご説明させていただいた代替案が、どのようなものがあるか、ということにつきましては、資料5で説明させていただきます。まず資料4につきましても、いろいろなメニューの適用可能性をご説明させていただきましたけれども、これにつきましてもご質問、ご意見等がございますでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

西予市産業建設部長：

ため池の新設についてでございますが、西予市内の肱川流域に存在するため池が今、旧宇和町で132箇所、旧野村町で87箇所、旧城川町で65箇所ございます。貯水ができる谷につきましても、もうすでにため池が設置されておりまして、新たに設置するような場所

を探するのは到底困難ではないかなと思っておるところでございます。したがって新設にあたっては、西予市の基幹産業である農業の耕作地をつぶして、ため池を造るというようなことになるんじゃないかと思いますが、こういう考えについては地域の合意を得ることは到底困難だろうと思っております。以上です。

事務局：

後ほど資料5で具体的にはどういう箇所にとりいりをご紹介していきますが、まず、ご指摘の通り、使っている土地をため池にするのはなかなか難しいというようにお話しがございました。別のものを使われているようなものを転用したりということも当然必要になって来るかと思えます。評価していく中では、そういった問題等も当然出て来るかと思えますので、今言われたことについてもきちんと評価をして行きたいと思えます。

司会：

その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。資料4につきましては、資料5に続くものでございますので、続きまして資料5を説明させていただきたいと思えます。資料5「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」を説明申し上げます。

事務局：

続きまして資料5「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」を説明申し上げます。まず1ページ目を見ていただきたいんですけども、河川整備計画の目標ということで、大きく2つ、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保ということと、自然な流れの回復というものがございます。具体的な中身については参考資料1というものを別途添付させていただいています。こちらを見ながら、簡単にご説明をさせていただきます。まず、この参考資料を1枚めくっていただきまして、この河川整備計画の中で、3. 1. 2の中で「清流の復活：かつてのような豊かで自然な流れの回復」という中で、山鳥坂ダムと鹿野川ダムに河川環境容量を設け、この容量を利用して渇水時に補給することにより流水の正常な機能の維持のために必要な流量、これは正常流量と言うわけですが、これを確保する。また、肱川発電所、鹿野川ダムにあるわけですが、このピーク立って発電を廃止して、上流3ダム全体では平水流量程度以下では貯留しないこととして、自然な流れを回復する、ということが河川整備計画の中でうたわれているところでございます。この具体的な中身というものを、右側のこの図に書かせていただいておりますが、まず大洲地点で言えば、平水流量以下になった場合には3ダム全体では貯留をしない、となっているところでございます。正常流量という河川にとって必要な流量が足りなくなるときには、ダムを使って補給をする、という大きく2つの原則がうたわれているところでございます。この策定の経緯というものは、次の2ページのところで整理をさせていただきます。

「豊かな自然な流れの回復」につきまして大きな流れということで、まず肱川の概要、歴史の概要ですけれども、昭和34年に鹿野川ダムが完成いたしまして、当時、鹿野川ダムはピーク立で発電で、発電に最も有利な放流の仕方をするということで、河川の日流況が非常に不安定になっていたという現状がございました。その後、昭和57年に野村ダムが完成をいたしまして、流域外の分水を実施しております。また、野村ダム完成後に全体の流量が少ない年が続きまして、非常に水の量が減ったという実感をされる方が多くなったという現状がございました。そういった中で、平成6年に山鳥坂ダムの基本計画が策定されまして、この中で山鳥坂ダムを建設して、大洲地点の正常流量に対して補給をするということと、中予分水、松山市等の中予地区に対して分水を行うという計画をお示しいたしました。こういった計画に対しまして、河川の流量減少ですとか、そういったものに対して懸念の声というものが、地元の団体の方たちとか、地域の自治体の方からあがっております。具体的には地下水低下の影響ですとか塩水遡上、あとは流量が減少するなど、河川環境が変わるのではないか、という様々な指摘がございました。

こういったご指摘や懸念に対しまして、こういったところが肱川流域の課題か、ということを整理させていただいたところ、やっぱり、平常時の河川流量が減少しているということが肱川の課題の一つではないかと整理されました。これを踏まえまして、さらに愛媛県から、今の鹿野川ダムでございまして、こちらは当時愛媛県が管理をされていたダムの発電容量等の見直しを行うことによりまして、洪水調節の効果の増大ですとか、維持流量の更なる確保というものの、見直しに対する要望書というものが上げられております。こういったいろんなものをふまえて、基本計画というものの見直しを平成13年5月に行いまして、この中で山鳥坂ダムの建設をするとともに、鹿野川ダムの発電容量を河川環境容量にすることによりまして、大洲地点の正常流量を補給する。中予分水については分水量を縮小させる。さらに大洲地点の流量が毎秒20トン、平水流量以下になる場合につきましては、3ダム合計で貯留しないような操作をしまして、ダムのない自然な状態の流況の復元を目指す、ということで、平水流量に対して手厚い対応をするということを見直し案として整理をさせていただきました。その後、中予分水が結果として除外されて無くなるということがございまして、再構築案という形で、中予分水の除外につきまして、ダムの規模を縮小した計画というものを再構築いたしました。この計画がその河川整備計画として起用されているという状態でございます。

次の3ページ目のところで、見直し案当時のものでございまして、こういった赤線で引っ張っているところでございますが、こういった目標の中で地元の市町村の中から、これは妥当であるという評価をされて、この案というものを進めていく、というような前提がございまして。

山鳥坂ダムの計画の変遷につきましては、そういった中予分水ですとか、下流に対する流量補給をどのようにするかということも併せまして、今後の山鳥坂ダムでも、そうやって容量等の変更をしてきたというような経緯がございまして。このような経緯を踏まえた上

で、現在の河川整備計画というものの対応、目標というものが定められているところを、まずお示しさせていただきました。

そういったものを踏まえた上で、具体的な中身に入っていきますと、もとの資料5の1ページでありますけれども、今の大洲地点では冬期以外は概ね6.5トン、冬期は概ね5.5トン、鹿野川ダム直下でも、6.0トンと3.2トンの流量を正常流量とした。また、平水流量以下になった場合には、3ダムの全体で貯留をしない、という目標になっています。これを達成するための内容としましては、先ほど言いました鹿野川ダム改造による河川環境容量の確保ということと、山鳥坂ダムの建設というものを実施していくと河川整備計画の中でうたってございます。現在、鹿野川ダム改造のみ実施をしているところでございます。

そういった中で、では具体的に適用性はどうかというと、これは先ほど資料4でもお示した内容ですけれども、こちらも基本的には山鳥坂ダムが無かった場合に、山鳥坂ダムの効果を代替するものを、方策の組み合わせの中から立案をするという考え方にしております。こちらは河川整備計画におきまして想定している目標です。今は河川整備計画の目標としているものと同程度の目標を達成することを基本といたしまして、各対策を立案しております。こちら2ページ目、3ページ目は先ほど資料4でご説明した内容になります。ここで、まず、具体的な治水対策案の考え方でございますが、大きく9つの項目があります。2つ目の考え方としましては施設を新設する場合と既存の施設を有効に活用するという、2つのものを考えております。まず、施設の新設案といたしましては、河道外に貯留施設を造るというものと、ため池というものがあります。さらに海水の淡水化を導入して必要などころに持っていくという、3つの案を立案させていただいております。

続きまして2案、既存の施設を有効活用した場合でございますが、こちらにつきましては基本的にダムの再開発になります。まず、野村ダム、鹿野川ダムはそれぞれかさ上げをした案というのが流水の正常な機能の維持対策案④、⑤と、両方やった場合が流水の正常な機能の維持対策案⑥。併せて貯水池の掘削です。鹿野川ダムの貯水池を掘削したもの、掘削とかさ上げしてというような対策案が流水の正常な機能の維持対策案⑦、⑧、⑨という整理をさせていただいております。残りの水源林の保全、湧水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用につきましては、量的に見込むことは困難でございますが、全ての対策案に必要なメニューということで、組み合わせの方は行っていくという整理をさせていただいております。先ほどの治水と同様、関係機関、地権者等の関係者との事前協議や調整というのは一切行っていない案でございます。

具体的に各案を並べたものが5ページになりますが、こちらはダムも含めまして10の案で立案をしているところでございます。各案につきましては、簡単に次の6ページからご説明をさせていただきます。

まず、こちらは河川整備計画の案でございますが、支川の河辺川のところに山鳥坂ダムを造りまして、下流に対して必要な流量を補給するという案でございます。

続きまして、流水の正常な機能の維持対策案①という河道外貯留施設でございます。こ

これは流域の河川区域外に、まさしく河道外貯留施設というものを造りまして、大洲地点では、平水流量以上になったようなときに、この河道外貯留施設の中に取水をする。必要に応じまして、鹿野川ダム、上流の鹿野川ダム他と連携をした中で、流水の正常な機能の維持を図っていくという案が流水の正常な機能の維持対策案①でございます。

続きまして、先ほど申しましたため池の案になります。現在、ため池として適地として想定しておりますのが、野村ダムの上流区域のところと野村ダムの下流域、あとは小田川の上流域、この3箇所を想定させていただいているところでございます。この中で当然、かなりの量のため池を新設しなければいけない、ということございまして、こういったところで1万m³程度のため池を複数新設、鹿野川ダムと連携をすることによりまして、下流に対しての必要流量というのを確保していく、という整理をさせていただいております。

続いて流水の正常な機能の維持対策案③でございます。宇和海から水を補給するという案でございます。

続きまして、流水の正常な機能の維持対策案④～⑨まで既設ダムの対応となりまして、流水の正常な機能の維持対策案④については鹿野川ダムのかさ上げという案でございます。

流水の正常な機能の維持対策案⑤につきましては野村ダムのかさ上げということでございます。12ページ目の流水の正常な機能の維持対策案⑥につきましては、これは野村ダム、鹿野川ダム、両ダムのかさ上げという案でございます。

続きまして流水の正常な機能の維持対策案⑦、13ページでございますが、こちらは鹿野川ダムのかさ上げと合わせまして掘削も実施をするという案でございます。

流水の正常な機能の維持対策案⑧につきましては、野村ダムの掘削・かさ上げということです。

流水の正常な機能の維持対策案⑨につきましては、鹿野川と野村ダムの両方で掘削とかさ上げという案でございます。

流水の正常な機能の維持対策案といたしましては9つの案を代替案として立案をさせていただいております。

こちらは、今後の概略評価の実施の仕方でございます。これも基本的には治水対策案と同様に行うとなっておりますので、明らかに不適當と考えられる案につきましては、流水の正常な機能の維持対策案からも除く、という整理をさせていただきます。さらに今、同様な流水の正常な機能の維持対策案が複数ある場合につきましては、それらの中から最も妥当と考えられる案、今回にしても鹿野川ダムのかさ上げ・掘削というのがそういったことにあたるかと思いますが、そういったものの中から妥当な案というものを2案～5案程度抽出するという作業を、今後の検討の中で実施していくと考えております。流水の正常な機能の維持対策案の立案については以上であります。

司会：

以上で資料5、および容量の決定、これまでの変遷ですけれども、を参考資料1で説明

させていただいたところでございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等でございますでしょうか。お願いします。

大洲市建設部長：

大洲市でございます。あの意見と言いますか、要望を2点だけさせていただきます。

鹿野川ダムが完成しまして約50年経過しておりますが、水質改善ですね、対策はないということで、いろんな形で水質への弊害というものが先行をするというようなこと、ますますエコの発電がされていて、下流にもものすごく不規則な流れが生じているところが現状でございます。また、南予地域の分水のある野村ダムについては、下流域において、大洪水がある、渇水があると言っても、多目的なダムの機能が優先されて、本当に流域住民としては、机上論では解決できない大きな課題、悩みがございます。こういうことから、国、県からも、その課題を解消しようということで、肱川水系河川整備基本方針、河川整備計画が策定されたと理解しております。特に、この中でも肱川の清流復活というのは、流域の悲願でございます。肱川とともに生業をたててきた、このまま共生をしているところでございます。どうか、この50年のこの課題というものを解消できる、ということだけは非常に大事だろうということで、これからも鹿野川ダムの改造に併せて、山鳥坂ダム、これは非常に必要不可欠とっておりますので、よろしくお願ひしたいというのが1点でございます。

それからあと水資源の確保ですけど、その経済圏、色々あるのですけれども、その中でも人口、また、産業の礎というのは水資源の確保というのが一番重要だろうと思っております。大洲市、肱川流域では、平成21年、22年と大きな渇水になりました。産業であったりとか、また、漁業では大きな被害は無かったところでございます。でも、四国山地から瀬戸内海というのは、非常に短い流路でございます。降った雨も非常にすぐに流れてしまいますし、降雨量についても非常に少ないという特性があるかと思っております。今回は、ご提示がございました上流域のため池、これはもう西予市さんがおっしゃいましたけれども、貯留というか貯水池、これはもう実現性が非常に少ないのではなかろうかな、というふうに思っております。将来の土地利用であったり、地域の合意形成、あるいは時間を勘案した絞りこみを是非お願ひしたいということで要望として2点、よろしくお願ひいたします。

司会：

今2点ご要望いただきました。本当にあの渇水とか水質の関係ですね、もう長年の課題であるということで、清流復活を地域の悲願であるというご要望だったと思います。こちらにつきましては、これまでもいろんな形でご要望いただいているところでございますので、検証の中で、それを反映させていくことをしていきたいと思っております。

また、水資源の確保につきましても、今ご要望がございましたが対策案の中に、先ほど

おっしゃられた関係の事柄について、コストだけではなくて、実現性の観点からも盛り込んでいく形になると考えております。ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問ございますか。よろしく申し上げます。

愛媛県土木部長：

河川環境容量の量そのものの必要性の理論武装もできていると思っいいですか。

事務局：

量が適切か、ということですか。

愛媛県土木部長：

そうです。

事務局：

それは河川整備計画の中でも、目標をどうするかといったこともあると思うんですけども、全て必要なものを実施していくために河川整備計画の中で必要な対策として、容量というのは決められておりますので、その容量というのは、今の河川整備計画という目標がある限りは変わらないと考えております。

愛媛県土木部長：

これはもう理論武装ができていると思っいいですね。

事務局：

はい。

愛媛県土木部長：

量そのものは、先ほどの治水対策案の立案と全く一緒です。予断なき検証ですので、誰が見てもこんなもの通らんだろうと思っ案まで一応羅列をされてますが、こうした案を、河川整備計画策定時にある程度検討してですね、これらはダメだろうというふうに、既に排除されたものも結構あるんだろうと思っますので、もうここまで案が羅列できてますので、早急に絞り込みをお願いしたいと、もうそこだけです。

事務局：

ご指摘ありましたように、河川整備計画の中で一度議論をしている内容と重複しているところもございます。まさに予断なきということで1回落としたものにつきましても、再度もう1回、しっかりとした手続きを踏んだ上で確認をするということになっております

ので、全て排除せずに検討していく、ということにしております。

司会：

その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。それでは、特に無いようでございます。続きまして議事次第に基づきまして、その他という議題に入らせていただきますが、その他というのは、特に資料等はございません。本日のご説明は、先ほどの資料5のご説明を持ちまして終了してございます。従いまして、本日の資料全般につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思っております。

愛媛県土木部長：

この検討の場がスタートした時は、何とか24年度予算までに決着をさせたいということでスタートしたと思っております。その理由は先ほど言ったように2つです。肱川は常に毎年浸かってると、洪水に見舞われてると、治水対策は1日も早くやる必要があるというのが1点です。2つ目が今置き去りにされてる本来の水没地域の地権者への対策を、直接的な対策を早くしなければならぬ、ということで23年度中に結論を出して、24年度の予算には何とか反映をさせたい、ということでスタートしたはずですので、それが丸々1年遅れてますので、今後のスケジュールなんですけど、ここまで来ますと、遅くとも25年度予算に反映できるように、これは遅くともです。概算要求は無理にしても、本要求は通すとしたら、たぶん10月、11月ぐらいになると思っておりますが、少なくともそれぐらいまでには結論を出して、25年度予算には反映できるようにしてもらいたいというのが1点です。

2点目がですね、先般あの閣議決定をされました「ダム廃止特別措置法」の件なんですけど、この法案については国の方から各都道府県に照会がありませんので、我々は、マスコミ等で内容を知っただけなんですけれども、愛媛県の立場は、山鳥坂ダムそのものは継続のスタンスをとってますので、その特措法と言いますのはダム廃止をした場合にどうするかという法律ですので、ダム継続のスタンスにある県としてはあまり関与はしてないんですが、まあ中身を見て、少し見させてもらいますと、一つはですね、この法案がたとえ通ってもですね、山鳥坂ダムの地権者に補償はたぶんおりないだろう、というふうに県の方は理解しました。そういうことになると、山鳥坂ダムの今の水没地権者の方に直接補償をすればしたら、どういう手段があるかということですね。まあ民主党の方では、もともこの廃止の特措法ができれば何とか手当ができるというふうなことを言っていたと思っておりますが、たぶんこれは、できないんだろうと思っております。そういうことを考えますと、直接補償をするためには、もう継続しかないんじゃないだろうか、というふうに考えております。

そこで、言いましたようにスケジュール感が、今後どうしていくか、というお考えを1点。2点目、この国が閣議決定いたしました「ダム特措法」によれば、山鳥坂ダムの地権者に直接補償ができるようになるのかどうか、我々は法案の中身は余りよく知りませんが、わかってないんですが、2点だけ少しお伺いしたいんですが。

河川部長：

それでは、冒頭から同じようなご指摘多々頂いておりますので、少し今までの経過も含めて二点を答え申し上げたいと思います。

まず、検証が遅いのではないか、もっとスケジュール感を早めてとご指摘がいろいろな角度から頂いてございますけども、この検証作業自体、冒頭ご挨拶の方でも申し上げましたとおり要領細目というものがございまして、それに基づいて全国一律の、また新たな視点での検証を行っているものでございまして、昨年開きました時期から東日本大震災もございましたし、また、全国でのご議論を踏まえまして、代替案の枠組みですとか数・量そして質とも大幅に増えて来た経過がございます。私ども四国地整で、愛媛県さんの分はないのですけども、他の県で実施されておられる同じような検証を横で見させて頂いておりますし、色々アドバイス等もさせて頂いておりますけれども、そちらの方もようやく年末にかけて高知県さんだや香川県さんの所管するダムで有識者会議にかけるところまで行ったというような進捗状況で、それ自体は当初考えておりましたより、やはり非常に遅れているというのが事実でございます。直轄ダムにおきましても、一度行いました検証の作業が、またもう一度立ち戻ってやり直しになっている、あるいはやり直しをする予定であるということも伺っておりますので、そういう意味では、検証作業そのものが丁寧にかつどんなご議論にも耐えられるように、時間をかけてやっていたことが否めないということがございますので、その点につきましては、その間に水害が起きたりですとか非常に地元の皆様にはご心配をおかけしているということが多々あるということで、改めてお詫び申し上げるとともに、今後は今までの分も含めて一層の進捗のスピードアップを図って、進めて行きたいということは、お約束させていただきたいと思います。ただ、今までの中では当初予想していなかったようなことも色々ございまして、時間がかかっているというのが事実でございますので、それにつきましては、ご容赦頂いた上で、是非、今後前向きなご意見ご検討をいただけたらと思います。従いまして具体的なスピード感を、今具体的に申し上げることは控えさせていただきたいと思いますが、これからは結果を見て同じような指摘を受けることが無いようにスピード感を持ってやりたいということでご理解をいただけたらと思います。

二点目のダム廃止特措法案でございますけれども、これは今まさに国会で審議中の法案でございますので、私どもは法案審議に直接携わっていないところから、色々コメントを申し上げるのは少しルール違反なのではないのだろうかと思っておりますので、控えさせていただきますが、ちょうど先の衆議院予算委員会におきまして関連の答弁をされているものがございます。それをご紹介させていただくことでコメントに変えさせて頂けたらと思います。まず、水管理・国土保全局長から、これは質問の内容と、答えがそれぞれ微妙にニュアンスを違って受け取っていると思っておりますので、あくまでこういう答弁があったということでご理解いただきたいと思いますけれども、一般論として申し上げれば、仮に水没者への直接

補償ということですね、仮に継続の判断となった場合には、事業の補償を行いますし、また、中止の判断を行った場合には、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」を今後の状況を踏まえつつ、適応してまいりたい。なお、その際には、内容といたしまして、非移転者の生活環境の整備を進めることについて十分配慮することで、法案の検討をしてまいりたいという答弁がございます。また、大臣の方からも山鳥坂ダムにつきましても、関連の機関といかに知恵を出し合うかということにつきると言うようなご答弁も頂いております。法案審議そのものが、これからいよいよなされていくということでございますので、私どもといたしましてもその結果を踏まえまして、地元の皆さま方の要望も踏まえまして、具体的にどういう対応が考えられるのか勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

愛媛県土木部長：

まあ、いずれにいたしましても早期の結論に導いていくというのが大事だと思いますが、これから絞り込みに入る過程ですね、先ほども色々意見が出ましたが、地元として協力できるところは、精一杯やっていきますので、検証作業にあたりまして、色々言っていたら、やれるところはしっかり地元としてやって行きますので、よろしく願いいたします。

大洲市建設部長：

大洲市でございます。再度の要請をしておきます。あの水没地域の方、本当に高齢化が非常に厳しい、明日が見えない、そんな状況で、本当にその生活についても、日常生活についてもお困りの方が沢山いらっしゃいます。どうか早期結論ということをお願いしておきます。よろしく願いいたします。

司会：

全体としましては、その他、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上を持ちまして、ご説明と、ご質問等いただいたと思います。これで第3回の幹事会を終わらせていただきたいと思います。本日は長時間にわたりまして、ご意見等いただきまして、大変ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。